

⑦ 低所得の方への配慮

低所得の方には、居住費（滞在費）・食費の自己負担分の限度額を設けるほかに、次のような配慮がなされます。

○市町村民税課税層における特例減額措置

利用者負担第4段階（市町村民税課税層）に該当する方でも、高齢者夫婦世帯や、共に高齢者である親子世帯等で、一方が施設に入所し、居住費・食費を負担したために在宅に残された配偶者等が生計困難となる場合には、利用者負担段階を第3段階に変更できることがあります。

○境界層該当者への対応

本来適用されるべき居住費（滞在費）・食費や高額介護サービス費等の基準等を適用すれば、生活保護を必要とするが、より負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる場合には、その負担の低い基準を適用します。

○旧措置入所者への対応

2000（平成12）年3月31日以前に特別養護老人ホームに入所していた方（旧措置入所者）については、2005（平成17）年10月からの居住費・食費に関する見直し後も、措置されていた時の費用徴収額を上回らないように負担が軽減されます。

○介護サービス費の1割負担の限度額も見直されます

月々の介護サービスの1割負担（食費、居住費（滞在費）は含みません）合計額が、所得に応じて設定された上限額を超える場合に、その超えた金額が高額介護サービス費として保険給付されます。

見直し前		見直し後〈2005（平成17）年10月より〉	
低所得者でない者（下記に該当しない者）	37,200円	利用者負担第4段階	37,200円
市町村民税世帯非課税者等（※1）	24,600円	利用者負担第3段階	24,600円
		利用者負担第2段階	15,000円
生活保護受給者等（※2）	15,000円	利用者負担第1段階	15,000円

※1「市町村民税世帯非課税者等」とは、本人及びその世帯に属する全てが市町村民税非課税者等です。

※2「生活保護受給者等」とは、①生活保護受給者、②市町村民税世帯非課税者であって老齢福祉年金受給者等です。

*具体的な高額介護サービス費の算定については、市（区）町村等介護保険担当窓口にお問い合わせください。

○利用者負担の減免制度（社会福祉法人減免制度）について

特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人等が、低所得で生計が特に困難な方に対し、利用者負担（介護サービス費の1割相当額、食費及び居住費（滞在費）です。）を一定額減額する場合があります。

対象者

市町村民税世帯非課税者など一定の要件を満たし、特に生計が困難な方として市町村が認めた方です。（生活保護受給者及び旧措置入所者として実質的に負担軽減を受けている方を除きます。）

対象費用

特別養護老人ホームにおける施設サービス、訪問介護、退所介護、短期入所生活介護並びにこれに伴う食費、移住費（滞在費）等です。